

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】企業型DC拠出限度額の改正に伴う経過措置の取扱いについて	P1
【コラム】財政悪化リスク相当額の承認不要な特別算定方法について	P6

企業型DC拠出限度額の改正に伴う経過措置の取扱いについて

1. はじめに

2021年9月1日付けで「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号）」が公布され、2024年12月1日以降、DB等の他制度に加入する者の企業型DC、iDeCoの拠出限度額に他制度掛金相当額（DB等他制度の事業主掛金に相当する額）が反映されることとなりました。この改正により、DBの給付水準が比較的低い（他制度掛金相当額が小さい）企業の従業員にとっては企業型DCやiDeCoにおける拠出枠が広がる一方で、DBの給付水準が比較的高い（他制度掛金相当額が大きい）企業の従業員にとってはDCの拠出枠が狭まる、場合によっては拠出できなくなる場合もあります。

そのため、同改正については、激変緩和措置として経過措置が設けられており、その詳細については、2022年1月21日に「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年省令第13号）」が公布され、同日付の通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」により明らかになりましたが、今回の企業年金ノートでは、DC拠出限度額の改正についておさらいをすると共に、当省令および通知に記されている経過措置の内容について解説いたします。

2. DC拠出限度額の改正内容

まず、今回の改正に伴い企業型DC及びiDeCoの拠出限度額がどう変わるのか、既に本誌でも取り上げた内容ではありますが再度確認します（＜図表1＞＜図表2＞）。以下では、「DB等の他制度」とは確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいいます。

＜図表1＞企業型DCの拠出限度額

	現行	2022年10月1日～	2024年12月1日～
企業型DCのみに加入する場合	月額5.5万円 (iDeCo併用の場合は月額3.5万円)	月額5.5万円	月額5.5万円
DB等の他制度にも加入する場合	月額2.75万円 (iDeCo併用の場合は月額1.55万円)	月額2.75万円	月額5.5万円 － 他制度掛金相当額

(出所)厚生労働省 2022年1月21日付通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」等を基にりそな年金研究所作成

＜図表2＞iDeCoの拠出限度額(国民年金第2号被保険者のうち、企業型DCまたはDB等の他制度の加入者)

	現行	2022年10月1日～	2024年12月1日～
企業型DCのみに加入する場合	月額2.0万円	月額5.5万円 － 企業型DCの事業主掛金(上限2.0万円)(注)	月額5.5万円 － (企業型DCの事業主掛金 ＋ 他制度掛金相当額) (上限2.0万円)(注)
企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	月額1.2万円	月額2.75万円 － 企業型DCの事業主掛金(上限1.2万円)(注)	
DB等の他制度に加入する場合	月額1.2万円	月額1.2万円	

(注)0.5万円を下回る場合は、iDeCo掛金の拠出は不可

(出所)厚生労働省 2022年1月21日付通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」等を基にりそな年金研究所作成

ご覧の通り、改正前は企業年金の加入状況によって拠出限度額が場合分けされていましたが、2024年12月以降はシンプルに、月額5.5万円の枠を「①DB等の他制度掛金相当額→②企業型DCの掛金→③iDeCoの掛金」の順に埋めていくような形に改正されます。

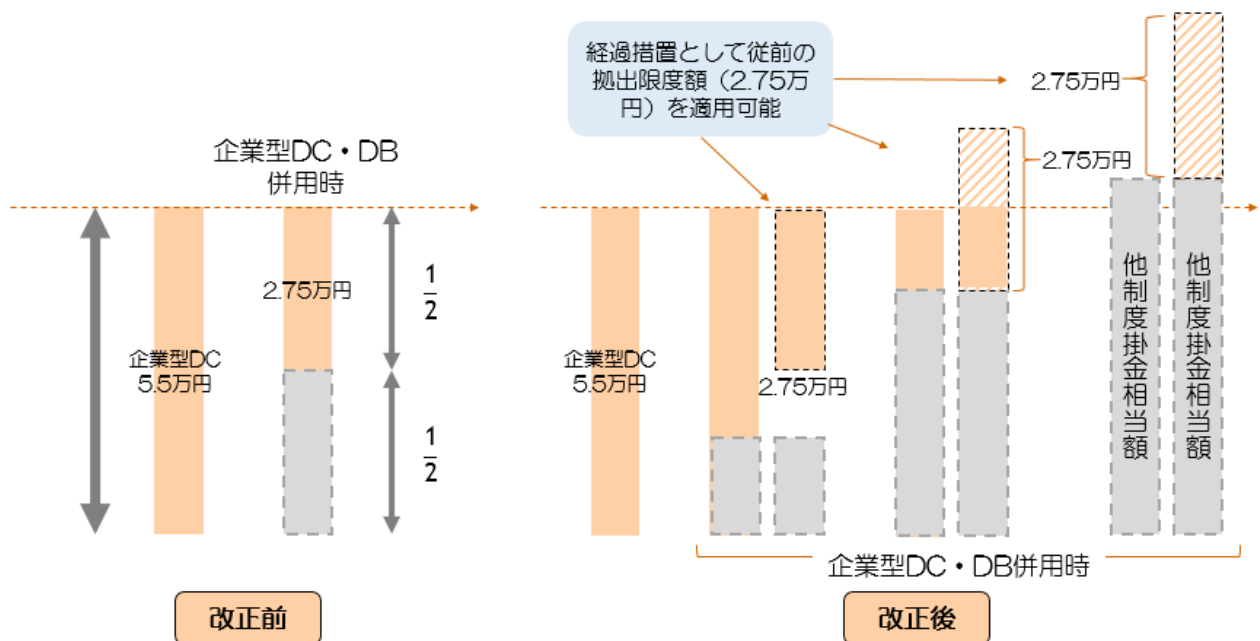
3.企業型DC拠出限度額の経過措置の概要

前述した通り、DBの給付水準が高く他制度掛金相当額が大きい(2.75万円超)場合、企業型DCの拠出限度額は従前の2.75万円から減少することとなります。既に現行制度下において設立・承認された企業型DCを実施する企業にとっては、拠出限度額の減少だけに留まらず、これまで労使合意に基づき長年運営してきた企業年金の縮退に繋がりがかねない大きな影響があります。

そのような影響を考慮して、2024年12月の施行日時点で企業型DCを実施している場合は、それまでの拠出限度額を適用するという経過措置が設けられました。これにより、他制度掛金相当額が大きい(例：4万円)場合でも、企業型DCの拠出限度額は(1.5万円ではなく)2.75万円が適用されます。ただし、経過措置は恒久的に適用されるわけではなく、企業型DC規約における事業主掛金に関する項目を変更した場合や、DBの給付設計を変更した場合(財政再計算を伴う場合に限り)に終了することとされています。具体的な終了事由について今般明らかとなった内容は次章以降で解説します。

その前に、DBを実施している場合における2024年12月改正前後の企業型DCの拠出限度額のイメージを＜図表3＞で見ていきます。

＜図表3＞2024年12月改正前後の企業型DCの拠出限度額イメージ



(出所)厚生労働省 2022年1月21日付通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」参考資料を基にりそな年金研究所作成

〈図表3〉から分かるように、経過措置は他制度掛金相当額が2.75万円を超えた場合だけでなく、他制度掛金相当額が2.75万円を下回る場合にも適用することが可能です。つまり、例えばDB等の他制度掛金相当額が2.5万円である企業については、①経過措置を適用させずに企業型DCの拠出限度額を3.0万円まで広げる、②経過措置を適用して従前の拠出限度額2.75万円を維持する、という2つの選択肢が用意されています。ここで、拠出枠が広がるからと経過措置を適用させずに企業型DCの拠出限度額を広げた場合、その後DBの財政再計算時に基礎率の変動等により他制度掛金相当額が2.75万円を超えてしまったとしても、経過措置は終了しているためDC拠出限度額が2.75万円を下回る点には注意する必要があります。

更にもう一つ注意して頂きたいのは、この経過措置はあくまでも企業型DCの拠出限度額にかかるものであり、iDeCoの拠出限度額にはこのような経過措置は設けられていないという点です。つまり、他制度掛金相当額が大きい場合は、2024年12月以降はiDeCoの拠出限度額は小さくなったり、場合によっては掛金を拠出することができなくなります。DB等の他制度に加入しiDeCoの掛金を拠出することができなくなった方（企業型DCに加入する者を除く）は、資産額が一定額（25万円）以下であるなどの要件を満たせば、iDeCoの脱退一時金を受け取ることができます。

4.経過措置の終了要件

経過措置が終了する具体的な要件は以下の通りです。政令では、2024年12月1日以後に、「①企業型年金の事業主が事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項を変更した場合」、「②その他厚生労働省令で定める場合」、に該当したときに経過措置が終了するとされていましたが、その具体的な内容が通知で明らかになりました。

まずは、企業型DC側での変更により経過措置が終了するケースについて、〈図表4〉で解説します。

〈図表4〉企業型DC側での変更による経過措置終了の要否について

経過措置が終了するケースの例	<ul style="list-style-type: none"> 企業型DC規約において事業主掛金に関する事項を変更する場合 定額〇円 → 定額△円、基準給与×〇% → 基準給与×△% 拠出中断期間の設定・見直し 事業主掛金（マッチング拠出有の場合は加入者掛金を含む）を月額2.75万円を超えて拠出しようとした場合 新たに企業型DCを実施する場合
経過措置が終了しないケースの例	<ul style="list-style-type: none"> マッチング拠出の導入、変更をする場合 事業主掛金相当額の返還規定の変更をする場合 運用の方法や指図、給付の額や支給方法に関する変更をする場合 加入者資格の変更をする場合（新たに加入する従業員に対し、既存の加入者と異なる事業主掛金の算定方法等を設定する場合を除く）

（出所）厚生労働省 2022年1月21日付通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」を基にりそな年金研究所作成

「事業主掛金に関する事項の変更」について、もう少し詳しく解説します。そもそも企業型DCの事業主掛金は、「定額」、「給与×一定の率」をベースに算定されます。このうち、「定額」や「一定の率」に関する変更については、経過措置が終了するケースに該当しそうだということは容易に想像できると思います。それでは、「給与」に関する変更はどうでしょうか。ポイントは、「企業型DC規約の変更を行うかどうか」、「事業主掛金額が月額2.75万円を超えるかどうか」です。仮に基準給与の内容を変更したとしても、その基準給与は別紙などに定めており企業型DC規約自体には変更が生じず、事業主掛金額が月額2.75万円を超えない場合は経過措置が継続されます。

次に、DB側での変更により経過措置が終了するケースについて、〈図表5〉で解説します。

〈図表5〉DB側での変更による経過措置終了の要否について

経過措置が終了するケースの例	<ul style="list-style-type: none"> 新たにDBの実施事業所となる場合 給付設計の変更に伴いDB規約を変更する場合（財政再計算を行う場合に限る） DBの実施事業所でなくなった場合
経過措置が終了しないケースの例	<ul style="list-style-type: none"> 給付設計に関する事項以外のみに関して規約変更を行う場合

（出所）厚生労働省 2022年1月21日付通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」を基にりそな年金研究所作成

以下では、経過措置が終了するケースである「給付設計の変更に伴い規約を変更する場合（財政再計算を行う場合に限る）」について、もう少し詳しく解説します。

まず、「給付設計の変更」とは具体的にどのような変更を指すかを説明します。通知の参考資料では、DB 規約例（規約型の場合）を用いて以下の通り具体的な範囲が示されています（＜図表6＞）。逆に言えば、下記以外の項（加入資格に関する事項、掛金に関する事項など）のみに関する規約変更を行う場合は、経過措置の適用が可能となります。また、附則部分については上記の対象には含まれません。

＜図表6＞給付設計に関する事項の範囲(DB 規約例)

DB 規約例のうち
・ 第3章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与⇒ 第7条・第8条
・ 第4章 給付
第1節 通則 ⇒ 第10条～第20条
第2節 老齢給付金 ⇒ 第21条～第25条
第3節 脱退一時金 ⇒ 第26条～第30条
第4節 障害給付金 ⇒ 第31条・第32条
第5節 遺族給付金 ⇒ 第33条～第38条
※ いずれも規約型の場合における条項を示したもの

(出所)厚生労働省 2022年1月21日付通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」参考資料

次に、「(財政再計算を行う場合に限る)」です。これはそのままの意味で、給付設計を変更した場合でも掛金を変更する必要のない軽微な変更であれば経過措置の適用は継続されます。例えば、一時金の選択割合に新たな選択肢を追加する場合やポイント体系に一部変更があったものの昇給指数(想定給与)を見直さない場合などは、通常、財政再計算を行わないため経過措置は継続されます。なお、一つの基準として、給付設計の変更によって端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は給付水準に一定程度の変動が生じると考えられることから、掛金を変更する必要のない場合には該当しないということが示されています。

5.経過措置を考える上での留意点

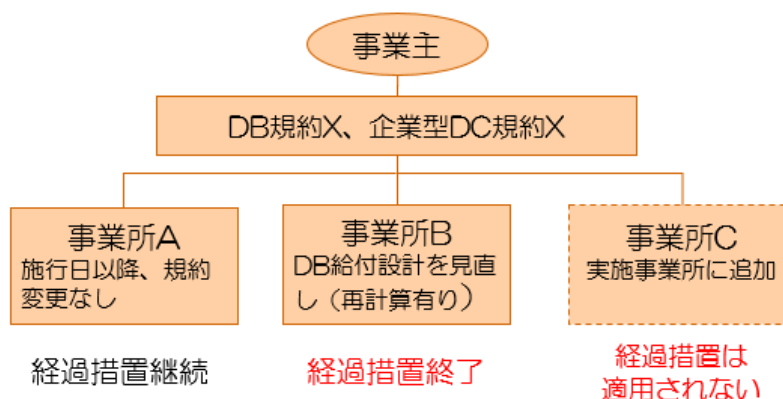
ここからは、経過措置の適用、終了に関して留意すべき点を列挙して解説します。

○経過措置の適用単位

経過措置は2024年12月時点でDBを併用する事業主が実施している企業型DC規約に対して適用するものですが、企業型DCは厚生年金適用事業所を実施事業所として実施しているため、経過措置の適用は事業主単位ではなく企業型DC規約ごとに実施事業所単位で管理することとなります。

例えば、単一の事業主が複数の事業所(事業所A、事業所B)でDB、企業型DCを実施している場合であって、事業所Bのみを対象として事業主掛金の変更や給付設計の変更(財政再計算を伴う)を行った場合は、事業所Bのみ経過措置の適用が終了し、事業所Aでは経過措置の適用は継続されます。また、新たに事業所Cが実施事業所に追加された場合は、事業所Cには経過措置は適用されず、事業所A、事業所Bの経過措置の適用には影響を及ぼしません。(＜図表7＞)

＜図表7＞経過措置の適用単位のイメージ



(出所)厚生労働省 2022年1月21日付通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」参考資料を基にりそな年金研究所作成

また、一部の職種のみを対象として<図表4><図表5>の経過措置が終了するケースの変更を実施した場合、変更の対象以外の職種も含め、実施事業所全体の経過措置が終了します。

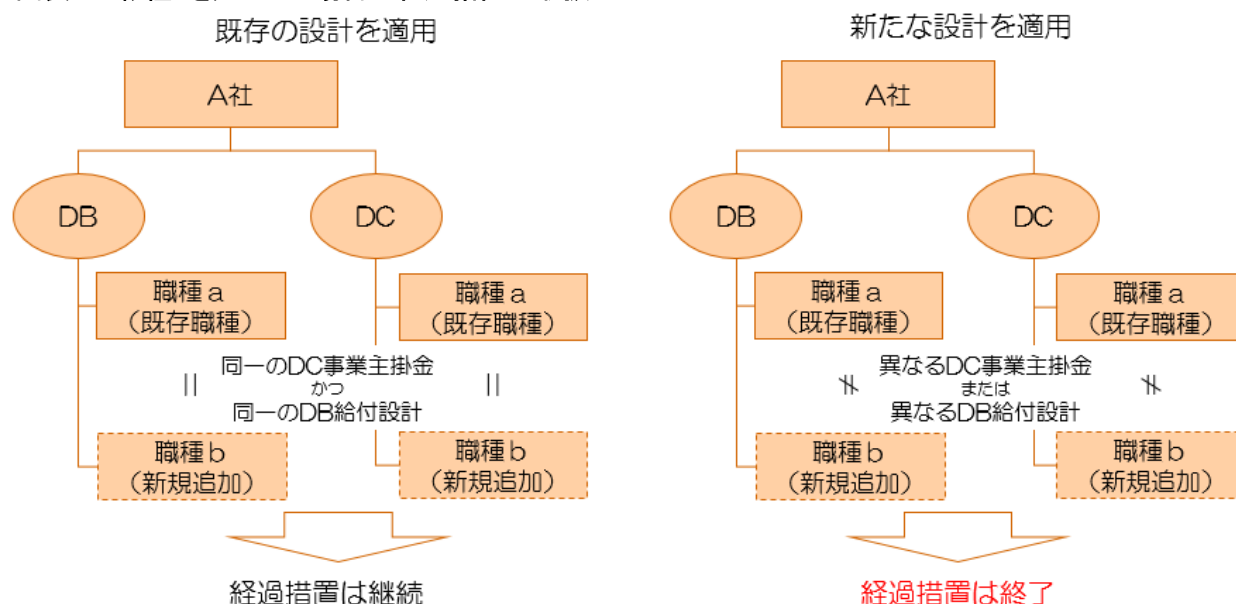
総合型 DC・DB において、一部の実施事業所を対象として経過措置の終了要件に該当する変更が発生した場合、当該事業所では経過措置の適用が終了しますが、その他の実施事業所では事業主が同一か否かに関わらず、引き続き経過措置の適用は継続されます。ただし、総合型 DC・DB の制度全体で事業主掛金や DB の給付設計の変更が行われる場合には、全ての事業所において経過措置の適用が終了します。

○一定の資格の追加をした場合の経過措置の取扱い

DB や企業型 DC では、加入者の資格として一定の資格を設けて一部の従業員のみを加入者とすることが可能です。ここで、一定の資格を新設・追加する規約変更を行う場合、経過措置の適用はどのようなのでしょうか。この場合、新たに追加される加入者に適用する制度により経過措置の取扱いは異なります。

例えば、職種 a のみを DB、企業型 DC の加入対象としており、新たに職種 b を加入対象とする場合、職種 b に対して企業型 DC の事業主掛金、DB の給付設計を職種 a と同じものとすれば、経過措置の終了要件である「企業型 DC の事業主掛金の変更、DB の給付設計」には該当しないことから、経過措置の継続は可能となります。一方で、職種 b に対して新たに事業主掛金や DB の給付設計を設定した場合は、この実施事業所に適用される経過措置は終了します。このとき、制度が変わっていない職種 a の方も経過措置は適用されなくなります。（<図表8>）

<図表8> 職種bを追加した場合の経過措置の取扱いのイメージ



(出所)厚生労働省 2022 年 1 月 21 日付通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」参考資料を基にリそな年金研究所作成

○実施事業所の統合・分割時、組織再編時等における経過措置の取扱い

同一事業主のもとで実施事業所の統合・分割が行われる場合は、企業型 DC 規約および DB 規約において見かけ上は実施事業所の増加・減少を伴うこととなります。このうち、実施事業所の増加の場合、当該実施事業所にとっては「企業型 DC、DB の新規実施」に該当するため経過措置は終了するものと考えられますが、以下に該当する場合、特例的に経過措置は継続可能と整理することが示されました。（<図表9>）

<図表9> 統合・分割時に経過措置の継続が可能となる要件

- ・増加する実施事業所の加入者に対して、引き続き従前と同じ規約を適用すること
- ・経過措置の終了事由である事業主掛金の変更・給付設計の変更に該当しないこと
- ・(実施事業所の統合の場合) 実施事業所の統合に伴い、同一の実施事業所内において新制度の適用対象となるグループが存在しないこと (経過措置は企業型 DC 規約ごとに事業所単位で管理するため、同一の実施事業所内で新制度と旧制度が混在することは不可)

(出所)厚生労働省 2022 年 1 月 21 日付通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」を基にリそな年金研究所作成

その他にも組織再編等（「合併」「会社分割」「株式交換」「株式移転」「事業譲渡」など）に伴う、企業型 DC、DB での「実施事業所の事業主の変更」「実施事業所の統合・分割」「加入者（又は実施事業所）の移転」が行われる場合であっても、新旧の事業主を実質的に同一とみなすことにより、上記の統合・分割時の経過措置の取扱いが適用されること、組織再編等に伴い他の企業型 DC や DB に事業所ごと移転させる場合であっても、移転前後で同一の給付設計を適用させるのであれば経過措置は継続して適用可能であるとの見解が示されています。

なお、これらの取扱いは、通常は企業型 DC、DB の新規実施となるため経過措置が終了するところ、特例的に経過措置の継続を認めるものです。そのため、これらのケースに該当する規約変更を行う場合には、実施事業所の統合・分割や組織再編等の事実を示す書類の提出が必要となります。

○DB 規約の統合・分割等に伴う経過措置の取扱い

最後に、経過措置適用中の実施事業所が、DB 規約の統合・分割等によって全部または一部の加入者の権利義務を他の DB に移転させ、移転先 DB において新たに実施事業所として追加される場合の取扱いを紹介します。実施事業所の追加なので、「DB の開始」に該当し、経過措置が終了するように考えられそうですが、移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を適用していないことから、「DB の開始」にはあらず経過措置の継続が可能となります。更に、移転前後で給付設計を変更する場合でも、新たな給付設計が移転前の給付設計に比べて軽微な変更の範囲である場合についても、経過措置の継続が認められることとなります。

6.まとめ

企業型 DC の拠出限度額の経過措置は、法改正が既存の企業年金制度に与える影響を和らげるために設けられた意義のあるものですが、その終了要件が複雑である上に今後永続的に適用状況の管理が必要となるため、DB を実施する事業主や基金の負担はますます増大していくものと考えられます。詳細な手続きについてはこれから明らかになりますが、事業主や基金にとって分かりやすく、少しでも負担が少なくなるような整備が求められるのではないのでしょうか。

現時点で DB の制度変更を検討・予定している企業にとっては、適用日が 2024 年 12 月より前か後ろかで経過措置の適用有無が変わる可能性があるため、企業型 DC への影響も考慮して早期に検討を始める必要があると考えられます。まずは、他制度掛金相当額がどの位の水準となるのか現状を認識することが重要です。そして、「企業年金ノート（2022 年 2 月号（No.646）」）で取り上げたような、退職一時金、DC を含めた総合的な退職給付制度の見直しを検討することが望ましいと思われれます。

<ご参考資料>

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 244 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825745.pdf>

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年省令第 13 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000883893.pdf>

確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（年企発 0927 第 3 号）（一部改正：年企発 0121 第 1 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000885588.pdf>

（年金業務部 年金信託室 数理グループ 戸野廣 賢太）

りそなコラム

財政悪化リスク相当額の承認不要な特別算定方法について

今回のコラムのテーマは「財政悪化リスク相当額の承認不要な特別算定方法について」です。ある信託銀行に勤務している担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのやり取りの一部を見てみましょう。

- A さ ん：2017年改正後の財政運営基準（新基準）が適用された財政決算は責任準備金はどう算出されているか複雑で説明が難しいですね。
- B 課 長：そうですね。リスク対応掛金を拠出できるようにするため財政悪化リスク相当額を算定するようになり、それに伴い財政均衡の考え方が変わったからね。難しい考え方だからこの辺りは資料を参考に少しずつ慣れていけばいい。例えば、リスク対応掛金や財政悪化リスク相当額については、『企業年金ノート2017年1月号No.585【本題】確定給付企業年金の制度改正について～リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の実施～』に、新基準の考え方について具体的な数値を用いては、『企業年金ノート2020年5月号No.625【本題】確定給付企業年金における2017年改正の財政運営基準とその振り返りについて』にそれぞれ詳しい解説があるから、ぜひとも参考にするといいよ。
- A さ ん：ありがとうございます。そう言えば、財政悪化リスク相当額の算定方法について、承認不要な特別算定方法というものを時折見るようになりました。これは標準算定方法や特別算定方法とはどのように異なるのでしょうか。
- B 課 長：うむ。特別算定方法は、「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」（以下「リスク算定告示」）で「あらかじめ、その算定について厚生労働大臣の承認を受けなければならない」と記述されているのだったね。そのうちの一定の方法について、2019年12月27日の改正により承認不要となったんだ。その方法を承認不要な特別算定方法と呼んでいるんだよ。
- A さ ん：あくまでも特別算定方法なのですね。なぜ承認不要なものが生まれたのでしょうか。
- B 課 長：リスク算定告示が公布されてからある程度の年月が経ち、特別算定方法で申請・承認されるケースが増えてきた中で、算定方法がある程度確立されたものの中から事前の審査が不要なものを定め、手続きの簡素化と事務負担の軽減を図ったからだよ。
- A さ ん：手続きが簡素化されたのは嬉しいですね。では、どのような場合が承認不要となったのでしょうか。
- B 課 長：大きく分けて次の3つがあるよ。なお、これらはすべてリスク分担型企業年金以外の制度が対象となることに注意が必要だ。
- ① 計算基準日における資産構成割合の代わりに「リスク算定用資産構成割合」に基づき、標準算定方法に準じて合理的に算定する場合
 - ② 計算基準日以後に生じる他のDB、DCへの移換、他のDB、DCからの受換、事業所増減などを加味した積立金に対して標準算定方法または①に準じて算定する場合
 - ③ 標準算定方法または①②で算定された「価格変動リスク」の額と、予定利率が1%低下した場合の数理債務の増加額として算定された「負債変動リスク」の額を合計する場合
- A さ ん：すみません。良くわからない単語が3つほど出てきました。「価格変動リスク」「負債変動リスク」「リスク算定用資産構成割合」とはそれぞれどういったものなのでしょうか。
- B 課 長：価格変動リスクと負債変動リスクは従来から考え方としてはあったものだけど、2019年12月27日の改正で改めて定義されたもので、
価格変動リスク：資産の価格変動により積立金の額が低下する危険
負債変動リスク：基礎率と実績が乖離することに伴い負債が変動する危険
のことをそれぞれ言うんだ。価格変動リスクは例えば標準算定方法で算定している財政悪化リスク相当額が該当するよ。負債変動リスクは各DBが負債側の変動によるリスクを織り込みたい場合に算定するもので、これは任意で算定するものであるためあまり馴染みはないかもしれない。リスク算定用資産構成割合は、政策的資産構成割合といえなじみが深いのかな。
- A さ ん：ありがとうございます。では、①から③について、具体例などを併せて教えていただいてもよろしいでしょうか。
- B 課 長：いいとも。まずは①について。例えば次の図のように運用環境の急激な変化により想定外にその他の資産の割合が20%以上になることもある。こうなると、標準算定方法は適用できなくなるのだが、計算基準日の資産構成割合の代わりにリスク算定用資産構成割合を適用することで、厚生労働大臣への申請を不要とすることにできるんだ。

資産の区分	リスク係数対象資産						その他の資産	資産額合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産		
計算基準日の資産額	5.6億円	3.4億円	1.8億円	1.0億円	2.8億円	1.4億円	4.0億円	20.0億円
計算基準日の資産構成割合	28%	17%	9%	5%	14%	7%	20%	
リスク算定用資産構成割合	30%	20%	10%	5%	15%	5%	15%	
みなし資産額	6.0億円	4.0億円	2.0億円	1.0億円	3.0億円	1.0億円	3.0億円	

この場合は、例えば国内債券のみなし資産は6億円（資産額の合計20億円×リスク算定用資産構成割合30%）となる。他の資産区分のみなし資産も同様に算定することで、財政悪化リスク相当額も標準算定方法に準じた方法で算定できるんだ。

A さ ん：①についてはその他資産が20%を超えていなくても、例えばリバランス前など一時的に資産構成割合が歪んでしまった場合等で使用が想定されそうですね。

B 課 長：その通りだね。次に②について、例えば次の場合は計算基準日における積立金の額と変更後制度の実質的な積立金の額とで乖離が起きてしまう。

- ・積立金、脱退一時金相当額、解約手当金相当額、残余財産もしくは個人別管理資産の移換を受ける場合

- ・積立金もしくは脱退一時金相当額を移換する場合

- ・実施事業所が増加もしくは減少する場合

こういった場合は計算基準日での積立金の額ではなく、制度変更等を反映させた積立金の額に対して財政悪化リスク相当額を算定することも考えられないかな。

A さ ん：確かにそういった考えもありますね。計算基準日の積立金の額のみで財政悪化リスク相当額を算定するのが適切なのか悩ましい場合は、①や②の方法をとることで手順を煩雑にすることなく算定できるようになったのですね。

B 課 長：うむ。最後に③について、予定利率が1%低下した場合の数理債務の増加額を負債変動リスクとして算定するんだ。例えば運用環境の長期的な悪化等により、予定利率を引き下げざるを得ないことを考えた場合、標準掛金が引き上がりと共に特別掛金の負担も発生してしまう。そのときにこの負債変動リスクをリスク対応掛金によって確保しておけば、予定利率を引き下げた場合の特別掛金の負担が緩和されるんだ。

A さ ん：確かに長期的な目線で見ると、負債変動リスク分も積立金を確保しておきたいというお客さまもいますからね。ただ、予定利率を引き下げた数理債務を別に算定しなければならないのですね。

B 課 長：そうだね。また、この方法を継続するならば、財政再計算毎に同様の算定をする必要もあるね。

A さ ん：最後に、承認不要な特別算定方法を適用するにあたり注意すべきこと等を教えてください。

B 課 長：注意点としては、①から③の方法を用いて算出する際、計算基準日時点の資産構成割合、リスク算定用資産構成割合を使用する場合はその構成割合において、その他の資産が20%以上になるようならば、通常通り厚生労働大臣の承認を受けなければならないということが挙げられる。また、先ほども述べたように承認不要な特別算定方法はあくまでも特別算定方法なので、標準算定方法に変更するときには、掛金の計算の基礎を示した書類または財政再計算報告書で使用期限やその理由を記載している場合を除いて、特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出する必要があることも注意しないといけなね。

A さ ん：ありがとうございました。奥が深いですね。

(年金業務部 年金信託室 数理グループ 八木 圭祐)

企業年金ノート 2022(令和4)年6月号 No.650

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>